

○苫小牧市地区計画区域内建築物の制限に関する条例

平成2年3月30日

条例第11号

改正 平成4年3月31日条例第8号

平成4年3月31日条例第10号

平成5年6月25日条例第16号

平成7年3月16日条例第10号

平成7年10月11日条例第23号

平成9年7月1日条例第26号

平成10年3月30日条例第10号

平成11年12月28日条例第21号

平成13年12月28日条例第29号

平成15年3月31日条例第11号

平成17年3月24日条例第14号

平成17年12月29日条例第58号

平成19年3月23日条例第8号

平成26年12月18日条例第40号

平成28年12月12日条例第31号

平成30年3月20日条例第12号

令和元年6月28日条例第9号

令和3年6月23日条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）

第68条の2第1項の規定に基づき地区計画の区域内における建築物の用途、敷地及び構造に関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。

(適用区域)

第2条 この条例は、別表1に掲げる区域（以下「地区整備計画区域」という。）に適用する。

(建築物の用途の制限)

第3条 地区整備計画区域（地区整備計画において当該地区整備計画区域を2以上の地区に区分しているものにあつては、その区分されたそれぞれの地区の区域とする。以下「計画地区」という。）内においては、別表2の計画地区の区分に応じ、それぞれ同表ア欄に掲げる建築物は、建築してはならない。

2 前項の規定は、市長が当該計画地区内における土地の利用状況等に照らして、周辺の健全な都市環境の確保に支障がないと認めて許可した建築物については、適用しない。

3 市長は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ苫小牧市建築審査会の意見を求めるものとする。

（建築物の容積率の最高限度）

第3条の2 建築物の容積率は、別表2の計画地区の区分に応じ、それぞれ同表イ欄に掲げる数値以下でなければならない。

2 前項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積の算定については、次の各号に掲げる建築物の部分の床面積を算入しない。

（1）自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分（以下「自動車車庫等部分」という。）

（2）専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分（以下「備蓄倉庫部分」という。）

（3）蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分（以下「蓄電池設置部分」という。）

（4）自家発電設備を設ける部分（以下「自家発電設備設置部分」という。）

（5）貯水槽を設ける部分（以下「貯水槽設置部分」という。）

（6）宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分（以下「宅配ボックス設置部分」という。）

3 前項の規定は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として適用するものとする。

- (1) 自動車車庫等部分 5分の1
- (2) 備蓄倉庫部分 50分の1
- (3) 蓄電池設置部分 50分の1
- (4) 自家発電設備設置部分 100分の1
- (5) 貯水槽設置部分 100分の1
- (6) 宅配ボックス設置部分 100分の1

(建築物の建蔽率の最高限度)

第3条の3 建築物の建蔽率は、別表2の計画地区の区分に応じ、それぞれ同表ウ欄に掲げる数値以下でなければならない。

- 2 前項の規定の適用については、街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地で規則で定めるものの内にある建築物にあつては、別表2ウ欄に掲げる数値に10分の1を加えたものをもって同欄に掲げる数値とする。

(建築物の敷地面積の最低限度)

第4条 建築物の敷地面積は、別表2の計画地区の区分に応じ、それぞれ同表エ欄に掲げる面積以上でなければならない。

(建築物の外壁等の位置の制限)

第5条 建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の中心線から敷地境界線までの距離は、別表2の計画地区の区分に応じ、それぞれ同表オ欄に掲げる距離以上でなければならない。

(建築物の高さの最高限度)

第6条 建築物の高さは、別表2の計画地区の区分に応じ、それぞれ同表カ欄に掲げる高さを超えてはならない。

- 2 建築物の敷地内に規則で定める空地を有し、かつ、その敷地面積が規則で定める規模以上である建築物であつて、市長が低層住宅に係る良好な住宅の環境を害するおそれがないと認めるものの高さの限度は、前項の規定にかかわらず、12メートルとする。

- 3 前2項に規定する建築物の高さの算定については、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5メートルを限度として算入しない。

(建築物の敷地が2以上の計画地区にわたる場合等の措置)

第7条 建築物の敷地が2以上の計画地区にわたる場合においては、その建築物又はその敷地の全部について、当該敷地の過半の属する計画地区に係る第3条及び第4条の規定を適用する。

2 建築物の敷地が地区整備計画区域の外と一の計画地区にわたる場合において、その敷地の過半が当該計画地区に属するときは、その建築物又はその敷地の全部について、当該計画地区に係る第3条及び第4条の規定を適用し、その敷地の過半が当該地区整備計画区域の外に属するときは、その建築物又はその敷地の全部について、これらの規定を適用しない。

3 建築物の敷地が2以上の計画地区にわたる場合又は地区整備計画区域の内外にわたる場合で、前2項の規定を適用することができないときにおける第3条及び第4条の規定の適用については、法第91条の規定の適用の例に準じて市長が定める。

(一の敷地とみなすことによる制限の緩和)

第8条 法第86条第1項から第4項まで(これらの規定を法第86条の2第8項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により市長の認定又は許可を受けた建築物については、第3条の2第1項、第3条の3第1項、第5条又は第6条第2項の規定を適用する場合においては、当該建築物に係る法第86条第1項から第4項までに規定する一団地又は一定の一団の土地の区域を当該建築物の一の敷地とみなす。

(敷地面積の制限の適用除外)

第9条 第4条の規定(別表2エ欄の規定を含む。以下この条において同じ。)の施行又は適用の際、同条の規定の施行又は適用により建築物の敷地面積が新たに制限され、又は建築物の敷地面積の制限が変更されることとなる区域内において、現に建築物の敷地として使用されている土地で同条の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同条の規定に適合しないこととなる土地については、その全部を一の敷地として使用する場合においては、同条の規定は、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。

(1) 第4条の規定を改正した場合における改正後の同条の規定の施行又は適用の際、改正前の同条の規定(その適用を除外する規定を含む。以下この号におい

て同じ。)に違反している建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば改正前の同条の規定に違反することとなる土地

(2) 第4条の規定に適合するに至った建築物の敷地

2 法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で第4条の規定に適合しなくなるもの又は当該事業の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同条の規定に適合しないこととなる土地については、その全部を一の敷地として使用する場合には、同条の規定は、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。

(1) 法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行により面積が減少した際、当該面積の減少がなくとも第4条の規定に違反している建築物の敷地又は所有者その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同条の規定に違反することとなる土地

(2) 第4条の規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同条の規定に適合することとなるに至った土地

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第10条 法第3条第2項(法第86条の9第1項において準用する場合を含む。)の規定により第3条第1項の規定(別表2ア欄の規定を含む。以下この条において同じ。)又は第3条の2第1項の規定(同表イ欄の規定を含む。以下この条において同じ。)の適用を受けない建築物について規則で定める範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合には、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第3条第1項又は第3条の2第1項の規定は、適用しない。

(公益上必要な建築物の特例)

第11条 この条例の規定は、市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの及びその敷地については、当該許可の範囲内において適用しない。

(許可の取消し)

第12条 市長は、第3条第2項又は前条の規定による許可が虚偽の申請その他不正の行為により受けたものであるときは、当該許可を取り消すことができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条第1項又は第4条の規定に違反した場合（次号に規定する場合を除く。）における当該建築物の建築主
 - (2) 建築物を建築した後に当該建築物の敷地を分割したことにより、第4条の規定に違反することとなった場合における当該敷地の所有者、管理者又は占有者
 - (3) 第3条の2第1項、第3条の3第1項、第5条又は第6条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いないで工事を施行し、又は設計図書に従わないで工事を施行した場合においては、当該建築物の工事施行者）
 - (4) 法第87条第2項において準用する第3条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者
- 2 前項第3号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施行者を罰するほか、当該建築主に対して同項の罰金刑を科する。
- 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前2項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して第1項の罰金刑を科する。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日（平成2年6月1日）から施行する。
- 2 この条例の規定の適用については、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号。以下「改正法」という。）第1条の規定による改正後の都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定による用途地域に関する都市計画の決定に係る告示の日までの間は、改正法第2条の規定による改正後の建築基準法第91条及び別表第2の規定並びに都市計画法施行令及び建築基準法施行令の一部を改正する政令（平成5年政令第170号。以下「改正令」という。）

第2条の規定による改正後の建築基準法施行令第130条の6の規定は適用せず、改正法第2条の規定による改正前の建築基準法第91条及び別表第2の規定並びに改正令第2条の規定による改正前の建築基準法施行令第130条の6の規定によるものとする。

附 則（平成4年3月31日条例第8号改正）

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

附 則（平成4年3月31日条例第10号改正）

この条例は、規則で定める日（平成4年6月1日）から施行する。

附 則（平成5年6月25日条例第16号改正）

この条例は、平成5年6月25日から施行する。

附 則（平成7年3月16日条例第10号改正）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表1の改正規定並びに別表2の改正規定のうち新生台地区整備計画区域（サブセンター地区及び沿道サービス地区に限る。）、ザ・スプリングス高丘地区整備計画区域、グリーンヒル苫小牧地区整備計画区域及び苫小牧錦岡オーシャンヒルズ地区整備計画区域に関する部分は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年10月11日条例第23号改正）

この条例は、平成7年11月1日から施行する。

附 則（平成9年7月1日条例第26号改正）

この条例は、平成9年7月15日から施行する。

附 則（平成10年3月30日条例第10号改正）

この条例は、平成10年6月1日から施行する。

附 則（平成11年12月28日条例第21号改正抄）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年12月28日条例第29号改正）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年3月31日条例第11号改正）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月24日条例第14号改正）

この条例は、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準

法等の一部を改正する法律（平成16年法律第67号）の施行の日から施行する。

附 則（平成17年12月29日条例第58号改正抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条及び第2条の規定並びに第3条中苫小牧市地区計画区域内建築物の制限に関する条例第14条の改正規定並びに次項の規定は、平成18年4月1日から施行する。

（公共事業の施行等による敷地面積の減少についての敷地面積の制限の適用除外等に関する経過措置）

- 3 第3条の規定による改正後の苫小牧市地区計画区域内建築物の制限に関する条例第9条第2項及び第10条の規定は、この条例の施行の日以後に建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行により建築物の敷地面積が減少した場合について適用し、同日前に当該事業の施行により建築物の敷地面積が減少した場合については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

- 4 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月23日条例第8号改正）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年12月18日条例第40号改正）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年12月12日条例第31号改正）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月20日条例第12号改正）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月28日条例第9号改正）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年6月23日条例第11号改正）

この条例は、公布の日から施行する。

別表1（第2条関係）

名称	区域
新生台地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された苫小牧圏都市計画新生台地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
みどり野地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された苫小牧圏都市計画みどり野地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
錦西ニュータウン地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された苫小牧圏都市計画錦西ニュータウン地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
ザ・スプリングス高丘地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された苫小牧圏都市計画ザ・スプリングス高丘地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
グリーンヒル苫小牧地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された苫小牧圏都市計画グリーンヒル苫小牧地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
苫小牧錦岡オーシャンヒルズ地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された苫小牧圏都市計画苫小牧錦岡オーシャンヒルズ地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
ウトナイ地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された苫小牧圏都市計画ウトナイ地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
沼ノ端駅北地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された苫小牧圏都市計画沼ノ端駅北地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
植苗星ヶ丘地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された苫小牧圏都市計画植苗星ヶ丘地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
新千歳空港周辺地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された苫小牧圏都市計画新千歳空港周辺地区地区計画の区域のうち、地区整備

別表2 (第3条～第6条関係)

地区整 備計画 区域	計画地 区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
新生台 地区整 備計画 区域	低層専 用住宅 地区	<p>建築してはならない 建築物</p> <p>次の各号に掲げる建 築物以外のもの（第1 号から第4号までの2 以上に該当するもの を含む。）</p> <p>(1) 住宅（3戸以上 の長屋を除く。次号 において同じ。）</p> <p>(2) 住宅で学習塾、 華道教室、囲碁教室 その他これらに類 する施設又は美術 品若しくは工芸品 を製作するための アトリエ若しくは 工房（原動機を使用 する場合にあって は、その出力の合計 が0.2キロワット以 下のものに限る。） を兼ねるもの</p>	建築物 の容積 率の最 高限度	建築物 の建蔽 率の最 高限度	180平方 メート ル	<p>建築物の敷地 面積の 最低限 度</p> <p>北側隣地境 界線（北側に 隣接する宅 地との敷地 境界線をい う。以下同 じ。）まで 1.5メー トル （軒高2.3 メートル以 下の附属建 築物につい ては、適用し ない。）</p>	<p>建築物の外 壁等の中心 線から敷地 境界線まで の距離の最 低限度</p> <p>9メートル （敷地の 北側に宅地 が隣接して いる場合に 限る。）</p>

	<p>(3) 共同住宅（3戸以上のものを除く。）</p> <p>(4) 法別表第2(い)項第9号に掲げる建築物</p> <p>(5) 前各号の建築物に附属するもの</p>					
低層一般住宅地区	<p>次の各号に掲げる建築物以外のもの（第1号から第4号までの2以上に該当するものを含む。）</p> <p>(1) 住宅（3戸以上の長屋を除く。次号において同じ。）</p> <p>(2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの</p> <p>(3) 共同住宅（3戸以上のものを除く。）</p> <p>(4) 法別表第2(い)項第9号に掲げる建築物</p> <p>(5) 前各号の建築物に附属するもの</p>			180平方メートル	北側隣地境界線まで1.5メートル（軒高2.3メートル以下の附属建築物については、適用しない。）	9メートル（敷地の北側に宅地が隣接している場合に限る。）
集合住宅地区	<p>次の各号に掲げる建築物以外のもの</p>				道路境界線（隣接する	

	<p>(1) 共同住宅、寄 宿舎又は下宿</p> <p>(2) 建築基準法施 行令(昭和25年政令 第338号。以下「令」 という。)第130条 の6に定める工場</p> <p>(3) 学校、図書館 その他これらに類 するもの</p> <p>(4) 病院又は診療 所</p> <p>(5) 老人ホーム、 保育所、福祉ホーム その他これらに類 するもの</p> <p>(6) 事務所、店舗 又は飲食店</p> <p>(7) 前各号に掲げ る建築物の用途を 兼ねる住宅</p> <p>(8) 法別表第2(い) 項第9号に掲げる建 築物</p> <p>(9) 前各号の建築 物に附属するもの</p>				<p>道路との敷 地境界線を いい、隅切部 分を除く。以 下同じ。)ま で</p> <p>1.5メー トル</p> <p>(軒高2.3 メートル以 下の附属建 築物につい ては、適用し ない。)</p>	
近隣セ ンター 地区	<p>次の各号に掲げる建 築物</p> <p>(1) 建築物の1階部 分を住宅の用途に</p>				<p>(1) 都市 計画道路 苫小牧白 老通の道</p>	

	<p>供するもの</p> <p>(2) 建築物の1階部分を共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供するもの</p> <p>(3) ホテル又は旅館</p> <p>(4) 自動車教習所</p> <p>(5) 倉庫（建築物に附属する自家用倉庫を除く。）</p> <p>(6) 自動車車庫（床面積の合計が50平方メートル以下のもの及び2階以上の階を自動車車庫の用途に供しない建築物に附属するもので、床面積の合計が同一敷地内にある建築物の延べ面積の合計の3分の1以下のものを除く。）</p> <p>(7) 自動車修理工場</p> <p>(8) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(9) 畜舎（床面積</p>				<p>路境界線</p> <p>まで</p> <p>1.5メートル</p> <p>(2) 住区内幹線道路の道路境界線</p> <p>10メートル</p>	
--	--	--	--	--	---	--

		の合計が15平方メートル以下のものを除く。)				
サブセンター地区	次の各号に掲げる建築物以外のもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 住宅（3戸以上の長屋を除く。） (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (3) 病院又は診療所 (4) 幼保連携型認定こども園 (5) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (6) 事務所、店舗又は飲食店 (7) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (8) 法別表第2(イ)項第9号に掲げる建築物 (9) 前各号の建築物に附属するもの 			道路境界線まで 1.5メートル (軒高2.3メートル以下の附属建築物については、適用しない。)	
沿道サービス地区	次の各号に掲げる建築物	<ul style="list-style-type: none"> (1) 住宅（長屋及 				

		<p>び次号から第5号までに掲げる建築物以外の用途を兼ねるものを除く。)</p> <p>(2) ホテル又は旅館</p> <p>(3) 畜舎（床面積の合計が15平方メートル以下のものを除く。)</p> <p>(4) 自動車教習所</p> <p>(5) 法別表第2(へ)項第3号に掲げる建築物</p>				
みどり野地区整備計画区域	低層専用住宅地区	<p>次の各号に掲げる建築物以外のもの（第1号から第5号までの2以上に該当するものを含む。)</p> <p>(1) 住宅（3戸以上の長屋を除く。次号において同じ。)</p> <p>(2) 住宅で学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設又は美術品若しくは工芸品を製作するためのアトリエ若しくは工房（原動機を使用</p>		200平方メートル	北側隣地境界線まで	<p>1.5メートル</p> <p>(軒高2.3メートル以下の附属建築物については、適用しない。)</p>

	<p>する場合にあっては、その出力の合計が0.2キロワット以下のものに限る。)を兼ねるもの</p> <p>(3) 共同住宅 (3戸以上のものを除く。)</p> <p>(4) 集会所 (町内会その他の地縁による団体が行う地域的な共同活動のためのものに限る。)</p> <p>(5) 法別表第2(い)項第9号に掲げる建築物</p> <p>(6) 前各号に掲げる建築物に附属するもの</p>					
一般住宅地区	<p>次の各号に掲げる建築物以外のもの</p> <p>(1) 住宅</p> <p>(2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの</p> <p>(3) 共同住宅</p> <p>(4) 診療所</p> <p>(5) 店舗、飲食店</p>	10分の10	10分の5	200平方メートル	北側隣地境界線まで1.5メートル (軒高2.3メートル以下の附属建築物については、適用しない。)	10メートル

		<p>その他これらに類する用途に供するもの</p> <p>(6) 法別表第2(い)項第9号に掲げる建築物</p> <p>(7) 前各号に掲げる建築物に附属するもの</p>				
錦西ニ ュータ ウン地 区整備 計画区 域	低層専 用住宅 地区	<p>次の各号に掲げる建築物以外のもの（第1号から第4号までの2以上に該当するものを含む。）</p> <p>(1) 住宅（3戸以上の長屋を除く。次号において同じ。）</p> <p>(2) 住宅で学習塾、華道教室、囲碁教室 その他これらに類する施設又は美術品若しくは工芸品を製作するためのアトリエ若しくは工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.2キロワット以下のものに限る。） を兼ねるもの</p>			200平方 メートル	

	<p>(3) 共同住宅（3戸以上のものを除く。）</p> <p>(4) 法別表第2(い)項第9号に掲げる建築物</p> <p>(5) 前各号に掲げる建築物に附属するもの</p>					
低中層住宅地区	<p>次の各号に掲げる建築物以外のもの</p> <p>(1) 住宅</p> <p>(2) 令第130条の3に定める住宅</p> <p>(3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>(4) 法別表第2(い)項第9号に掲げる建築物</p> <p>(5) 前各号に掲げる建築物に附属するもの</p>			200平方メートル	敷地境界線まで1メートル	20メートル（敷地面積が700平方メートル未満の場合は、12メートルとする。）
一般住宅地区	<p>次の各号に掲げる建築物以外のもの</p> <p>(1) 住宅</p> <p>(2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>(3) 令第130条の6に定める工場</p> <p>(4) 事務所、店舗、</p>			200平方メートル		

	<p>飲食店その他これらに類する用途に供するもの</p> <p>(5) 法別表第2(い)項第9号に掲げる建築物</p> <p>(6) 前各号に掲げる建築物に附属するもの</p>					
近隣サービス地区	<p>次の各号に掲げる建築物以外のもの</p> <p>(1) 住宅</p> <p>(2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>(3) 病院又は診療所</p> <p>(4) 事務所、店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの</p> <p>(5) 法別表第2(い)項第9号に掲げる建築物</p> <p>(6) 前各号に掲げる建築物に附属するもの</p>			200平方メートル		12メートル
近隣センター地区	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) 住宅（次号から第7号までに掲げ</p>			200平方メートル		

	<p>る建築物以外の建築物の用途を兼ねるものを除く。)</p> <p>(2) 建築物の1階部分を共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供するもの</p> <p>(3) ホテル又は旅館</p> <p>(4) 自動車教習所</p> <p>(5) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(6) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(7) 畜舎（床面積の合計が15平方メートル以下のものを除く。)</p>					
文教業務地区	<p>次の各号に掲げる建築物以外のもの</p> <p>(1) 住宅、共同住宅又は寄宿舎(当該計画地区内の学校が設置する学校の生徒、学生又は教職</p>			200平方メートル		

	<p>員が居住するためのものに限る。)</p> <p>(2) 学校</p> <p>(3) 法別表第2(い)項第9号に掲げる建築物</p> <p>(4) 前各号に掲げる建築物に附属するもの</p>				
軽工業地区	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) 住宅（当該計画地区内に設置する事業所の管理用住宅を除く。）</p> <p>(2) 共同住宅、寄宿舍又は下宿（当該計画地区内に設置する事業所の従業者のための寄宿舍を除く。）</p> <p>(3) 図書館又は博物館</p> <p>(4) 自動車教習所</p> <p>(5) ボーリング場、スケート場又は水泳場</p> <p>(6) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p>			500平方メートル	敷地境界線まで 2メートル

<p>(7) マージャン屋、 ぱちんこ屋、射的 場、勝馬投票券発売 所、場外車券売場そ の他これらに類す るもの</p> <p>(8) 畜舎（床面積 の合計が15平方メ ートル以下のもの を除く。）</p> <p>(9) 法別表第2(を) 項に掲げる建築物</p> <p>(10) 次に掲げる事 業を営む工場</p> <p>ア 亜硫酸ガスを 用いる物品の漂 白</p> <p>イ 骨炭その他動 物質炭の製造</p> <p>ウ 魚粉、フェザー ミール、肉骨粉、 肉粉若しくは血 粉又はこれらを 原料とする飼料 の製造</p> <p>エ 羽又は毛の洗 浄、染色又は漂白</p> <p>オ 骨、角、牙、ひ づめ又は貝殻の 引割又は乾燥研</p>			
--	--	--	--

		<p>磨 カ レディーミック ストコンクリー トの製造又はセ メントの袋詰で 出力の合計が2.5 キロワットを超 える原動機を使 用するもの キ ドラム缶の洗 浄又は再生</p>					
<p>ガ・ス プリン グス高 丘地区 整備計 画区域</p>	<p>専用住 宅地区</p>	<p>次の各号に掲げる建 築物以外のもの（第1 号から第3号までの2 以上に該当するもの を含む。） （1） 住宅（3戸以上 の長屋を除く。） （2） 共同住宅（3 戸以上のものを除 く。） （3） 法別表第2（い） 項第9号に掲げる建 築物 （4） 前3号の建築物 に附属するもの</p>	<p>10分の8</p>	<p>10分の5</p>	<p>200平方 メート ル</p>	<p>（1） 道路 境界線ま で 1.5メー トル （外壁等 の中心線の 長さの合計 が4メートル 以下の建築 物及び軒高 2.3メートル 以下の附属 建築物につ いては、1メ ートルとす る。） （2） 住区 内幹線道</p>	<p>前面道路の 路面の中心 （前面道路 敷地に面 している部 分に限る。） の中心線を2 等分する箇 所をいい、前 面道路が2以 上ある場合 は、標高が最 も高い当該 箇所をいう。 以下同じ。） から 9メートル</p>

						路の道路 境界線ま で 3メート ル (3) 北側 隣地境界 線まで 1メート ル	
分散店 舗地区	次の各号に掲げる建 築物以外のもの (1) 診療所 (2) 店舗、飲食店 その他これらに類 する用途に供する もの (3) 前2号に掲げる 建築物の用途を兼 ねる住宅 (4) 法別表第2(い) 項第9号に掲げる建 築物 (5) 前各号の建築 物に附属するもの	10分の 20	10分の6	300平方 メートル	(1) 道路 境界線ま で 3メート ル (2) 北側 隣地境界 線まで 1.5メー トル (外壁等 の中心線の 長さの合計 が4メートル 以下の建築 物及び軒高 2.3メートル 以下の附属 建築物につ いては、第1	前面道路の 路面の中か ら 10メートル	

						号の距離を 1.5メートル とし、第2号 の距離を1メ ートルとす る。)	
グリーン ンヒル 苦小牧 地区整 備計画 区域	低層専 用住宅 地区	次の各号に掲げる建 築物以外のもの（第1 号から第5号までの2 以上に該当するもの を含む。） （1） 住宅（3戸以上 の長屋を除く。次号 において同じ。） （2） 住宅で学習塾、 華道教室、囲碁教室 その他これらに類 する施設又は美術 品若しくは工芸品 を製作するための アトリエ若しくは 工房（原動機を使用 する場合にあつて は、その出力の合計 が0.2キロワット以 下のものに限る。） を兼ねるもの （3） 共同住宅（3 戸以上のものを除 く。）			180平方 メート ル	北側隣地境 界線まで 1.5メー トル （軒高2.3 メートル以 下の附属建 築物につい ては、適用し ない。）	9メートル （敷地の 北側に宅地 が隣接して いる場合に 限る。）

	<p>(4) 集会所（町内会その他の地縁による団体が行う地域的な共同活動のためのものに限る。）</p> <p>(5) 法別表第2(イ)項第9号に掲げる建築物</p> <p>(6) 前各号の建築物に附属するもの</p>					
一般住宅地区	<p>次の各号に掲げる建築物以外のもの</p> <p>(1) 住宅（3戸以上の長屋を除く。次号において同じ。）</p> <p>(2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの</p> <p>(3) 共同住宅（3戸以上のものを除く。）</p> <p>(4) 診療所</p> <p>(5) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの</p> <p>(6) 集会所（町内会その他の地縁に</p>			180平方メートル	北側隣地境界線まで 1.5メートル (軒高2.3メートル以下の附属建築物については、適用しない。)	10メートル

		<p>よる団体が行う地域的な共同活動のためのものに限る。)</p> <p>(7) 法別表第2(い)項第9号に掲げる建築物</p> <p>(8) 前各号の建築物に附属するもの</p>					
<p>苫小牧 錦岡オ ーシャ ンヒル ズ地区 整備計 画区域</p>	<p>専用住 宅地区</p>	<p>次の各号に掲げる建築物以外のもの</p> <p>(1) 住宅(3戸以上の長屋を除く。)</p> <p>(2) 共同住宅(3戸以上のものを除く。)</p> <p>(3) 法別表第2(い)項第9号に掲げる建築物</p> <p>(4) 前3号の建築物に附属するもの</p>			<p>200平方 メート ル</p>	<p>(1) 道路境界線まで1.5メートル</p> <p>(2) 北側隣地境界線まで1.5メートル</p> <p>(外壁等の中心線の長さの合計が4メートル以下の建築物及び軒高2.3メートル以下の附属建築物については、第1号及び第2号</p>	<p>9メートル</p> <p>(敷地の北側に宅地が隣接している場合に 限る。)</p>

					の距離を1メートルとする。)	
別荘住宅地区	次の各号に掲げる建築物以外のもの (1) 住宅(3戸以上の長屋を除く。) (2) 共同住宅(3戸以上のものを除く。) (3) ホテル又は旅館 (4) 法別表第2(イ)項第9号に掲げる建築物 (5) 前各号の建築物に附属するもの	10分の6	10分の4	700平方メートル	道路境界線及び隣地境界線まで 1.5メートル	10メートル
沿道住宅地区	次の各号に掲げる建築物以外のもの (1) 住宅(3戸以上の長屋を除く。) (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの (4) 診療所			200平方メートル	(1) 道路境界線まで 1.5メートル (2) 北側隣地境界線まで 1.5メートル (外壁等の中心線の長さの合計	

		<p>(5) 法別表第2(い)項第9号に掲げる建築物</p> <p>(6) 前各号の建築物に附属するもの</p>			<p>が4メートル以下の建築物及び軒高2.3メートル以下の附属建築物については、第1号及び第2号の距離を1メートルとする。)</p>
集合住宅A地区	<p>次の各号に掲げる建築物以外のもの</p> <p>(1) 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>(2) 令第130条の6に定める工場</p> <p>(3) 学校</p> <p>(4) 病院又は診療所</p> <p>(5) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(6) 事務所、店舗又は飲食店</p> <p>(7) 前各号に掲げる建築物の用途を兼ねる住宅</p> <p>(8) 法別表第2(い)</p>			<p>道路境界線まで</p> <p>1.5メートル</p> <p>(軒高2.3メートル以下の附属建築物については、適用しない。)</p>	

	<p>項第9号に掲げる建築物</p> <p>(9) 前各号の建築物に附属するもの</p>				
集合住宅B地区	<p>次の各号に掲げる建築物以外のもの</p> <p>(1) 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>(2) 学校、図書館その他これらに類するもの</p> <p>(3) 病院又は診療所</p> <p>(4) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(5) 店舗又は飲食店</p> <p>(6) 前各号に掲げる建築物の用途を兼ねる住宅</p> <p>(7) 法別表第2(イ)項第9号に掲げる建築物</p> <p>(8) 前各号の建築物に附属するもの</p>				<p>道路境界線まで</p> <p>1.5メートル</p> <p>(軒高2.3メートル以下の附属建築物については、適用しない。)</p>
集合住宅C地区	<p>次の各号に掲げる建築物以外のもの</p> <p>(1) 共同住宅、寄</p>				<p>道路境界線まで</p> <p>1.5メー</p>

		宿舎又は下宿 (2) 病院又は診療所 (3) 幼保連携型認定こども園 (4) 老人ホーム、保育所、福祉ホーム その他これらに類するもの (5) 事務所、店舗又は飲食店 (6) 前各号に掲げる建築物の用途を兼ねる住宅 (7) 法別表第2(イ)項第9号に掲げる建築物 (8) 前各号の建築物に附属するもの			トル (軒高2.3メートル以下の附属建築物については、適用しない。)	
ウトナイ地区整備計画区域	一般住宅地区	次の各号に掲げる建築物以外のもの (1) 住宅 (2) 共同住宅、寄舎又は下宿 (3) 学校、図書館 その他これらに類するもの (4) 病院又は診療所 (5) 老人ホーム、			200平方メートル	

	<p>保育所、福祉ホーム その他これらに類 するもの</p> <p>(6) 令第130条の5 の3各号に掲げる建 築物の用途に供す るもの</p> <p>(7) 神社、寺院、 教会その他これら に類するもの</p> <p>(8) 法別表第2(い) 項第9号に掲げる建 築物</p> <p>(9) 前各号の建築 物に附属するもの</p>				
沿道住 宅地区	<p>次の各号に掲げる建 築物以外のもの</p> <p>(1) 住宅</p> <p>(2) 共同住宅、寄 宿舍又は下宿</p> <p>(3) 令第130条の6 に定める工場</p> <p>(4) 学校、図書館 その他これらに類 するもの</p> <p>(5) 病院又は診療 所</p> <p>(6) 老人ホーム、 保育所、福祉ホーム その他これらに類</p>			200平方 メート ル	

	<p>するもの</p> <p>(7) 事務所、店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの</p> <p>(8) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(9) 法別表第2(イ)項第9号に掲げる建築物</p> <p>(10) 前各号の建築物に附属するもの</p>				
近隣サービス地区	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) 住宅（長屋及び管理用住宅並びに次号から第6号までに掲げる建築物以外の建築物の用途を兼ねるものを除く。）</p> <p>(2) 建築物の1階部分を共同住宅、長屋、寄宿舎又は下宿の用途に供するもの</p> <p>(3) 幼保連携型認定こども園、専修学校及び各種学校を</p>			300平方メートル	

	<p>除く。)</p> <p>(4) 自動車教習所</p> <p>(5) マージャン屋、 ぱちんこ屋、射的 場、勝馬投票券発売 所、場外車券売場そ の他これらに類す るもの</p> <p>(6) 畜舎（床面積 の合計が15平方メ ートル以下のもの を除く。)</p>				
工業地 区	<p>次の各号に掲げる建 築物</p> <p>(1) 住宅（長屋及 び管理用住宅並び に次号から第7号ま でに掲げる建築物 以外の建築物の用 途を兼ねるものを 除く。)</p> <p>(2) 共同住宅、長 屋、寄宿舍又は下宿 （当該計画地区内 に設置する事業所 の従業者のための 寄宿舍を除く。)</p> <p>(3) 図書館又は博 物館</p> <p>(4) 老人ホーム、</p>			500平方 メート ル	

		<p>保育所、福祉ホーム その他これらに類するもの(当該計画地区内に設置する事業所の従業者のための保育所を除く。)</p> <p>(5) 老人福祉センター、児童厚生施設 その他これらに類するもの</p> <p>(6) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(7) 畜舎(床面積の合計が15平方メートル以下のものを除く。)</p>				
沼ノ端 駅北地 区整備 計画区 域	一般近 隣商業 地区	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) 学校(幼保連携型認定こども園、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。)</p> <p>(2) 神社、寺院、教会その他これら</p>		165平方 メート ル		

	<p>に類するもの</p> <p>(3) ゴルフ練習場 又はバッティング 練習場</p> <p>(4) マージャン屋、 ぱちんこ屋、射的 場、勝馬投票券発売 所、場外車券売場そ の他これらに類す るもの</p> <p>(5) 倉庫業を営む 倉庫</p> <p>(6) 自動車教習所</p> <p>(7) 畜舎（床面積 の合計が15平方メ ートル以下のもの を除く。）</p> <p>(8) 法別表第2(と) 項第2号及び第3号 に掲げる工場</p>					
商業・ 業務地 区	<p>次の各号に掲げる建 築物</p> <p>(1) 建築物の1階部 分を住宅の用途に 供するもの</p> <p>(2) 建築物の1階部 分を共同住宅、寄宿 舎又は下宿の用途 に供するもの</p> <p>(3) 学校（幼保連</p>			200平方 メート ル		

	携型認定こども園、 大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。) (4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (5) ゴルフ練習場又はバッティング練習場 (6) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (7) 倉庫業を営む倉庫 (8) 自動車教習所 (9) 畜舎（床面積の合計が15平方メートル以下のものを除く。） (10) 工場（令第130条の6に定める工場を除く。）					
商業・業務専用地区	次の各号に掲げる建築物 (1) 住宅 (2) 共同住宅、寄			500平方メートル		

		<p>宿舎又は下宿</p> <p>(3) 学校（幼保連携型認定こども園、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。）</p> <p>(4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(5) ゴルフ練習場又はバッティング練習場</p> <p>(6) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(7) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(8) 自動車教習所</p> <p>(9) 畜舎（床面積の合計が15平方メートル以下のものを除く。）</p> <p>(10) 工場</p>					
植苗星ヶ丘地区整備計画区	低層住宅地区	法別表第2（ろ）項に掲げる建築物以外のもの					

域							
新千歳 空港周 辺地区 整備計 画区域	レンタ カー・ 駐車場 地区	次の各号に掲げる建 築物以外のもの (1) レンタカー業 を営む店舗(道路運 送法(昭和26年法律 第183号)第80条第1 項に規定する事業 の許可を受けた者 が営むものをい う。) (2) 当該計画地区 内に設置する前号 に掲げる店舗にお いて使用する自動 車の整備(修理を除 く。)を行う工場(原 動機を使用する場 合にあつては、その 出力の合計が0.75 キロワット以下(ロ ータリー式又はパ ッケージ式の空気 圧縮機に使用する ものにあつては7.5 キロワット以下、そ の他の空気圧縮機 に使用するものに あつては1.5キロワ ット以下)のものに	10分の6	10分の4	3,000平 方メー トル	敷地境界線 まで5メー トル	9メートル

	<p>限る。)</p> <p>(3) 駐車場業を営む店舗（駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場（自動車車庫の用途に供する建築物及び工作物を除く。）を営むものをいう。)</p> <p>(4) 前3号の建築物に附属するもの（令第130条の5の5各号に掲げるものを除く。)</p>					
沿道サービス地区	<p>次の各号に掲げる建築物以外のもの</p> <p>(1) 給油取扱所（危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第3条第1号に規定する給油取扱所をいう。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以下のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75</p>	10分の6	10分の4	1,000平方メートル	敷地境界線まで5メートル	9メートル

	<p>キロワット以下(ロータリー式又はパッケージ式の空気圧縮機に使用するものにあつては7.5キロワット以下、その他の空気圧縮機に使用するものにあつては1.5キロワット以下)のものに限る。)</p> <p>(2) 法別表第2(は)項第5号に掲げる建築物</p> <p>(3) 前2号の建築物に附属するもの(令第130条の5の5各号に掲げるものを除く。)</p>					
--	---	--	--	--	--	--